

短期入所 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費I ご利用料金

① 介護保険給付サービス費（併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費I）

要介護度		要支援1	要支援2
加算	施設サービス費	529	656
	機能訓練体制加算	12	12
	サービス提供体制強化加算II	18	18
	介護職員等処遇改善加算I	合計単位数14%を乗じた単位数	
1ヶ月（30日）の合計単位数		637	782
1ヶ月（30日）の合計単位数（円）1割負担の方		658	807
1ヶ月（30日）の合計単位数（円）2割負担の方		1,316	1,615
1ヶ月（30日）の合計単位数（円）3割負担の方		1,974	2,423
30日を超える同一事業所利用の場合		503	623

※1日当たりの負担金は6級地の為、1日の合計単位数に×10.33円をかけた金額となります。

※上記加算以外に、送迎加算184単位（1割負担の場合 片道1回につき190円程度）、療養食加算8単位（1割負担の場合 1食につき8円程度）、個別機能訓練加算56単位（1割負担の場合 1日58円程度）がかかる場合があります。

※機能訓練体制加算、サービス提供体制強化加算は職員の人数により加算を算定できない場合もあります。

② 自己負担額

負担段階	滞在費	食費	合計
第4段階	2,260	2,050（朝560 昼810 夜680）	4,310
第3段階②	1,370	限度額1,300（朝374 昼554 夜464）	2,670
第3段階①	1,370	限度額1,000（朝374 昼554 夜464）	2,370
第2段階	880	限度額600（朝374 昼554 夜464）	1,480
第1段階	880	限度額300（朝374 昼554 夜464）	1,180

※滞在費、及び食費に関して、負担限度額認定証を交付されている方は、認定証に記載の料金になります。

詳細につきましては、各市町村の窓口にお問い合わせください。

①+② = 合計日額利用料

1割負担の方			
利用者負担段階	要介護度	要支援1	要支援2
利用者負担段階	第4段階	4,968	5,117
	第3段階②	3,328	3,477
	第3段階①	3,028	3,177
	第2段階	2,138	2,287
	第1段階	1,838	1,987

2割負担の方			
利用者負担段階	要介護度	要支援1	要支援2
利用者負担段階	第4段階	5,626	5,925
	第3段階②	3,986	4,285
	第3段階①	3,686	3,985
	第2段階	2,796	3,095
	第1段階	2,496	2,795

3割負担の方			
利用者負担段階	要介護度	要支援1	要支援2
利用者負担段階	第4段階	6,284	6,733
	第3段階②	4,644	5,093
	第3段階①	4,344	4,793
	第2段階	3,454	3,903
	第1段階	3,154	3,603

上記の金額は、1日3食を召し上がった場合の金額となります。

※各加算、及びその他自己負担分につきましては次項を参照してください。

介護保険給付サービス費 詳細

併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護Ⅰ（利用料金表の④介護保険給付サービス費の施設サービス費です。）

要介護度	要支援1	要支援2
1日あたりの単位数	529	650

サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合に、1日当り18単位が加算されます。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護業務に直接従事する職員の待遇改善を目的とした加算です。介護職員の賃金改善や職場環境の整備を支援するために、国から事業所へ資金が支給されます。具体的には、介護職員のキャリアアップ支援や職場環境の改善など、職員の働きやすさを向上させる取り組みを行った事業所に対して、月の合計単位数に14%を乗じた単位数が加算されます。
特定介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の確保・定着につなげていくために創設され、経験・技能のある介護職員に対してこれまでに算定していた介護職員処遇改善Ⅰに加え、更なる処遇改善を行うことを目的とした加算です。月の総単位の2.7%が加算となります。
送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して送迎を行う場合、片道につき184単位が加算となります。
療養食加算	利用者の病状等（糖尿病・腎臓病・肝臓病・貧血等）により、医師の指示で病状に対応した治療食が提供される場合、1食当り8単位が加算となります。
緊急短期入所受入加算	居宅のケアプランで計画されていない緊急での利用の場合に1日90単位(最大7日間) が加算となります。
機能訓練体制加算	専従の機能訓練指導員を1名以上配置した場合に、1日につき12単位が加算となります。
個別機能訓練加算	利用者に対して個別機能訓練計画書を作成し、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練を提供し、3か月ごとに評価を行っている場合に、1日56単位が加算となります。
若年性認知症利用者受入加算	65歳未満の若年性認知症利用者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供し、その評価を行った場合には1日当り120単位が加算になります。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症の行動・心理症状を認め、在宅での生活が困難で有、緊急に短期入所を利用することが適当であると判断した利用者に対し、介護サービスを提供した場合は、利用開始日から起算して7日を限度として、1日当たり200単位が加算となります。

その他の費用に関して

理髪代金	散髪 1,670円 毛染め 5,000円 パーマ 5,500円
電気器具使用料（1器具）	設備品以外の電気器具を使用される場合、1日あたり50円いただきます。